

平成十二年一月十八日受領
答弁第一一五号

内閣衆質一四六第一五号

平成十二年一月十八日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出在日ビルマ人襲撃事件のその後に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出在日ビルマ人襲撃事件のその後に関する質問に対する答弁書

一及び九について

お尋ねの事件については、現在、捜査当局において、鋭意捜査しているところであると承知しており、現時点で政府の見解を述べることは差し控えたい。

いずれにせよ、衆議院議員保坂展人君提出在日ビルマ人襲撃事件と人権政策に関する質問に対する答弁書（平成十一年九月十日内閣衆質一四五第五号。以下「前回答弁書」という。）一についてでお答えしたとおり、我が国は、ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）における人権状況及び民主化の進展状況を懸念しており、状況の改善には、同国政府とアウン・サン・スー・チー女史を含む国民民主連盟との対話が重要であると認識している。このような観点から、我が国は、国際社会と協調しつつ、ミャンマーに民主化と人権状況の改善を求め、対話の実施を粘り強く働き掛けていく所存である。

二について

ミャンマー側に対し、キン・マウン・テイン前在京ミャンマー大使の離任に関して説明や報告を求めたことはない。

三について

前回答弁書三についてでお答えしたとおり、外務省の事務官は、一個人としての立場で、通訳を行ったものである。

なお、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条第三項により校務をつかさどることとされている小学校の校長が休日に自らの所属する学校が火事となった場合にその消火活動に当たるとは、一般的には、当該学校の施設及び設備の管理業務に従事するものとして、校長の職務に当たると解される。

四について

特定の個人が捜査当局による事情聴取を受けているかどうかは、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

五について

お尋ねの事件に関し、在京ミャンマー大使館関係者の事情聴取を求めたかどうかは、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

なお、お尋ねの事件に係る外交的対応については、前回答弁書七についてでお答えしたとおり、捜査当局の捜査の結果を待つて、検討していくこととなる。

六について

お尋ねの事件の被疑者に関する御質問については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

七について

外務省としては、お尋ねの事件については、現在、捜査当局において、真相解明のため、鋭意捜査しているところであると承知しており、その推移を見守っているところである。

八について

お尋ねの事件に関しては、例えば、ロンドンにあるミャンマーの民主化を支援する団体から、在京ミャンマー大使館関係者が二人の平和的民主活動家に暴行を加えた上で外交特権を主張しているが、そのような暴力行為は、日本の法律に違反するのみならず、国家平和開発評議会によるミャンマー国民に対する野蛮な統治を示すものであり、日本政府に対し、暴力行為を行った者を処罰するよう求める旨の声明が出さ

れていると承知している。

このような声明に対する政府の見解については、お尋ねの事件は現在捜査中であると承知しており、また、一般論として申し上げれば、世界の各地において人権に関する活動を行っている非政府組織の声明等の一つ一つにつき政府として論評する立場にないことから、答弁を差し控えたい。